

野外焼却は原則禁止されています

町には野外焼却（野焼き）に関する相談が多く寄せられています。

廃棄物の野外焼却は、たとえ少量であったとしても「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一部の例外を除き（※1）禁止されています。野外焼却は煙やスス、悪臭等により近隣に迷惑を掛けるばかりでなく、ダイオキシン等の有害物質の発生原因にもなりますので、違法な野外焼却は絶対にやめましょう。

【罰則】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科される場合があります。

※1 野外焼却禁止の例外

- ・ 国や地方公共団体が施設の管理を行うために必要な焼却
- ・ 災害の予防、応急対策、復旧のために必要な焼却
- ・ 風俗習慣上や宗教上の行事のために必要な焼却（例：神社のお焚き上げ など）
- ・ 農業、林業、漁業を営むためやむを得ない焼却（例：農業の稲わらの焼却 など）
- ・ 日常生活上の軽微な焼却（例：落ち葉焚き、バーベキュー など）

ただし、この例外に該当する場合であっても、近隣から苦情があった場合や、煙が交通の妨げになる場合など、周囲の生活環境が損なわれる場合は、指導の対象となる場合があります。やむを得ず実施する場合、風向き、燃やす量、時間帯などに注意し、周囲へ最大限の配慮をしてください。

また、家庭ごみ（生ごみ、紙くず、プラスチック、ビニール類など）を野外焼却することは、上記例外のいずれにも該当しないため認められません。

【野外焼却に対する問い合わせについて】

野外焼却には、法律により例外行為とされている焼却もありますので、その点につきましてはご理解をお願いします。

例外扱いできないと思われる焼却によってお困りの場合は、下記までご連絡ください。

なお、火災等の危険性がある場合には消防署へご連絡ください。

また、常習性（複数回の指導にも従わず焼却を繰り返すこと）がある等の悪質な場合には、警察署に連絡してください。



問い合わせ

神川町役場 防災環境課

TEL: 0495-77-2124

FAX: 0495-77-3915